

# 国民国家とナショナリズム

## —ハンナ・アレントのナショナリズム論—

二〇世紀の間にユダヤ人やパレスチナ人を保護することは容易なことではないだろう。そして、それが一九世紀のカテゴリーと方法とによって実現されるとは、想像することすらできない。(Hannah Arendt, "Zionism Reconsidered".)

森分 大輔 \*

### I. 問題の所在

二〇世紀は戦争と革命とが繰り返された混乱の世紀であった。そして、それらの多くにナショナリズムと共産主義との影響があった。冷戦の崩壊によって共産主義の退潮が唱えられている一方で、今世紀に入ってもなおナショナリズムの影響は強く、その力を無視することはできない。

このような状況をふまえて近年、ナショナリズムに対する様々な論考が発表されている。それらの中で注目に値するのは、ヤエル・タミールの『リベラル・ナショナリズム』(Tamir, 1993.)である。なぜならタミールの議論は、ナショナリズムを非合理的な感情の単なる発露として退けることをよしとせず、政治理論の領域においてその問題を正面から取り扱っているからである。

タミール以前の代表的なナショナリズム論としてあげられるのは、アーネスト・ゲルナーの『民族とナショナリズム』(Gellner, 1983.)と、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』(Anderson, 1983.)とであろう。前者は特定のエスニック・グループが独立した政治体を要求する理由を明らかにした理論的分析であり、後者は東南アジアの植民地支配のメカニズムがいかにその後の継承国家におけるナショナリズム形成に影響を与えたのかを記した社会史的分析である。両者のアプローチは全く異なるが、政治理論としてナショナリズムの問題をいかに取り扱うべきかという課題に対する回答とはなっていない点で共通している。そのため、ナショナリズム発生メカニズムを深く理解するのに役立つとしても、現代の政治的状況を克服するヴィジョンの提供という観点においては不満足なものであることは否めない。

それに対し、政治理論としてナショナリズムを取り扱ったタミールの議論には、現在の状況を克服するための何らかの手がかりを期待できる。次のような彼女の議論の

\* 本学 COE リサーチ・フェロー

骨子にも、それが伺える。すなわち、ナショナリズム的主張には、その理論的特徴から西欧型と非西欧型という二つの型に分類される。西欧型は個人の人権や自由をリベラリズムの伝統とともに尊重するが、非西欧型はエスニック・グループの存在とその成員の神秘的な団結とを強く主張することで他のエスニック・グループを抑圧する。このような非西欧型ナショナリズムに見られる排外主義は論理的根拠を欠く不当なものであるが、西欧型のナショナリズム論を補強することによって解消できる。なぜなら、自分の所属するエスニックな文化への尊重の観念を個人の明確な権利として規定することによって、各人は現在のリベラリズムが想定するよりもさらに豊潤な生活を送れるからである。

タミールは、このような自民族の文化の中で生きることを権利として認める立場を「リベラル・ナショナリズム」(liberal nationalism)と呼んでいる。その主張は、排他的ナショナリズムの勃興が同じ国境線の内側に住む他のエスニック・グループの抑圧に繋がる現実を数多く見せつけられてきた現代の我々にとって、とても魅力的である。なぜならナショナリズムが必ずしも排外的ではないことをそれが訴えるからである。ただし、残念なことに、彼女の議論では「リベラル・ナショナリズム」と新しい政治体制の構築との関連性が今ひとつはっきりしていない。それは彼女が、民族的文化の中で生きることを人間の権利として再定義する多文化主義のコンテクストを採用するからである。しかし、ナショナリズムがその名の通りに国家の獲得を志向する限りにおいて、文化的権利を保護する国家と国民とがどのような関係性を構築するべきであるのかを認識することは不可欠である。

また、タミールの依拠した西欧型・非西欧型というナショナリズムの区別に対する批判を克服することも必要である。チャタジーや亀島の議論に見られるように、近年、この区分そのものを批判する立場が登場してきているからである。もちろん、ナショナリズムの西欧型と非西欧型との区分は、タミールのオリジナルではなく、いわゆるコーン・ダイコトミーに始まるものであり、ナショナリズム論一般に受け入れられているものである。しかし、タミールが西欧的ナショナリズムの拡充を目指す以上、そのような二分法が排外主義を非西欧に押しつける問題性を孕んでいるという彼らの批判には応える必要がある。

本稿では、タミールに見られる新しいナショナリズム論の動向を視野に入れながらも、その議論を直接に取り扱うものではない。むしろ、タミールの議論に見られるこれら二つの問題点を、彼女が試みようとした政治理論としてのナショナリズムの検討

において避けることのできない問題として理解し、その克服にどのような方途があるのかを模索することを課題としている。すなわち、第一に、西欧と非西欧とに区別されたナショナリズムの理論構造とその性質についての検討、第二に、ナショナリズムと国民国家との関連性の問題の検討、第三に、これらをふまえてのコーン・ダイコトミーに対する批判の検討が本稿の課題である。そして、本稿では、これらの課題をはたすために、ハンナ・アレントの『全体主義の起源』とそれに関連する小論を参照する。なぜなら『全体主義の起源』(Arendt, 1968.)は、ナショナリズムが登場し、その威力を存分に発揮した一九世紀末のヨーロッパの状況を詳述した作品だからであり、さらには、そのような検討を経たアレント自身の政治思想に、ナショナリズムを政治理論として考察する際に見られる二つの問題を克服するための重要な手がかりを見出すことができるからである。

## II. 二つのナショナリズム

### 1. 西欧と東欧

『全体主義の起源』のアレントの整理にも二つのナショナリズムが存在していた。西欧型と種族(tribal)型とである(Arendt, 1968., p. 227.)。西欧型は革命を経たフランスを中心にして見られたのに対し、種族型は国民国家形成が遅れた東欧において見られたものである。

アレントの整理にしたがえば、西欧型ナショナリズムの特徴は国民の存在と国家の存在とを同一視する国民国家の形成と深い関連がある。すなわち、それはエスニシティ、領土、国家の三位一体を要件にした国民国家を前提しており、実際には、領域国家の人民が自分自身の歴史と定住地域における文化の一体性とを自覚したときに生じたのである(Arendt, 1968., p. 229.)。このような覚醒は時期的には遅く、厳密には一九世紀に入ってから西欧の政治的要因として作用するようになった。それは「王権の廃止と人民主権の確立に伴って(それまで国王の上に存在するとされてきた ---- 引用者注)国民共通の利益が、階級利害の衝突と国家機構を支配しようとする試みにおいて生ずる恒常的な衝突に置き換えられる危険にさらされた」(Arendt, 1968., p. 230.) ことに関係している。当時の国民国家が暴力手段と権力手段とを集中させて分裂の回避に動いた事実にも示されているように(Arendt, 1968., p. 231.)、王権の篡奪に伴って勃発した社会的競争は激化していった。その中で、西欧型「ナショナリズムは常に政府に対する忠誠心を維持したのであり、国民と国家との間の不安定なバランス

を保ち、バラバラに分裂した市民社会のバランスを保つ役割を失うことはなかった」(Arendt, 1968., p. 231.) ののである。

このような歴史的役割を担った西欧型ナショナリズムは、国家の廃止という観念や、国家存在とは区別される自立した民族観を有してはいない。むしろそれは国家を強化する方向に作用する。アレントによれば、その典型が西欧型のナショナリズムにおける「民族上の外国人」と「国家にとっての外国人」との区別の不在である。西欧型ナショナリズムにおいては、あくまでも国家機構によって法的に保証される要件こそが民族の成員たる要件であった。そして、この要件を満たす者に国家が同権を保証したのである (Arendt, 1968., p. 230.)。

これに対照的なのが種族的ナショナリズムである。コーン・ダイコトミーにしたがえば非西欧型、発生地を重視するならば東欧型とでも呼ぶべきナショナリズムである。アレントによれば種族的ナショナリズムは、領域性と国民性とを一体として表現することが困難な状況にあった東欧のエスニック・グループが、西欧型国民国家の興隆に刺激されて作り上げたものであった。それにおいて民族性は「移動可能で私的なものであり、各人の人格に固有なもの」(Arendt, 1968., p. 231.) として位置づけられている。アレントの分析によれば、このような主張の背後には、バルト海からアドリア海に及ぶ多くのエスニック・グループの混在地帯がある。エスニシティ、国家、領土の三位一体という西欧において国民国家を成立させた要件を見出せなかったがゆえに、自らの正統性を得ようとするエスニック・グループは民族の要件を人の属性として見出すことのできる魂や言語、歴史や血に求めたのである。

アレントはこの東欧型ナショナリズムの属人的主張を「根無し草」的と評した。彼女によればこの「根無し草」(rootlessness) 的性格は「拡大された種族意識」(enlarged tribal consciousness) を形成するものであった (Arendt, 1968., p. 232.)。それが東欧型のナショナリズムを種族的と呼ぶ彼女の理由である。彼女によれば、「拡大された種族意識」に染まったエスニック・グループは、自分たちに保証された確たる故郷を持たず、それゆえに自分たちの民族の仲間が住むところならばどこでも我が家と感ずることができる。それ故、自らの所属する国家の枠を超越した民族的共同体の形成を追い求める汎民族運動を展開できたのである。彼らは「たとえこの民族共同体のすべての成員が全世界に散在していたとしても、政治的要因たり続けることができる」(Arendt, 1968., p. 232.) という確信を有していたのである。

この汎民族運動の推進過程で東欧型のナショナリズムは、自分たちを選民である

と主張した。それは運動を政治的に展開するためのプロパガンタのためではなく、属人主義の主張を支えるために唱えられえた。なぜなら、民族的起源を神に求めて選民性を主張することによって、民族の現状を超えて、それに属する個人の優越性を主張することができ、さらには展開されるべき運動の最終形態を描き出せるからである（Arendt, 1968., pp. 232-233.）。終末論的構造を有する擬似神学を掲げることによって、運動が獲得すべき将来の像、すなわち不当に抑圧されている民族の本来の姿を明確に主張することが可能となるのである。

また、この他に擬似神学的主張には二つの作用がある。第一は、同じ種族に所属するすべての者を神の前の絶対的な平等に導くことで民族としての一体性を付与する作用、第二は、神意に基づく絶対的優越性を設けることによって他民族を考慮しない傾向を付与する作用である。これら二つは、地理的条件を超える一体性を維持するための威嚇として機能した。汎民族運動に属する人間が民族的帰属を失うと、神に連なる系譜を喪失してしまうことを暗示したからである。

アレントにしたがえば、このような東欧型ナショナリズムの主張には、西欧型ナショナリズムの基本的な特徴である法的身分保障と民族性とを同一視する態度への軽蔑が込められていた。なぜならオーストリア・ハンガリー帝国の支配は多民族状態をモザイク状に構成する集団相互の入り組んだ敵意と経済的搾取の構造を巧みに利用することで達成されていたからである。その結果、帝国内の諸集団は、「民族たりうるのは他の犠牲の上においてのみである」（Arendt, 1968., p. 236.）ことを学んでいた。同時に、このような状況は「全ての成員が相互に依存し合う感覚に基づく新たな関係性」（Arendt, 1968., p. 235.）を生み出していた。なぜなら諸民族が相互に抑圧しあう「友一敵」関係の下で、集団の成員はまさに運命を同じくするものだったからである。この意味で東欧型ナショナリズムはシュミット的世界観を基調にしていたと言える。そしてシュミットが、「友一敵」観念を晩年に絶対的敵観念とその殲滅にまで拡大したこと（シュミット, 1972年, p.170）を考慮するとき、東欧型ナショナリズムが民族的差異を考慮しない西欧型ナショナリズムに軽蔑を抱いていたことは当然だと言える。民族的差異によって絶対的に区別された殲滅すべき敵との共存など、夢想以外の何ものでもないからである。

このように民族的統一および民族間の敵対に関する観念を発達させた東欧型ナショナリズムには、相反する二つの志向性がある。すなわち、国家獲得を目指す志向と国家に敵対的な志向とである。前者が生ずる理由は比較的理解しやすいであろう。すな

わち、民族的利益を確保する手段としての国家を獲得しようとするのである（Gellner, 1983., ch. 6.）。他方、後者の志向は、東欧型ナショナリズムが生まれた当時の統治形態と関係させて理解されなければならない。すなわち、民族の存立という至上命題を妨げる場合に国家は打破されなければならない。国家は民族生活における機能の一つにすぎず、現存する国家は将来において克服されるべき遺構にすぎないからである。

この相反する二つの傾向から、東欧型ナショナリズムの教義における将来の国家形態は、特徴的なものとなる。すなわち、東欧型ナショナリズムが設立を志向する国家は決して西欧型国民国家とはなり得ないのである。アレントにしたがえば、それが志向したのは強大な権限を有する官僚機構による「政令の支配」（government by decree）である。当時の植民地支配において大々的に実現されていたこの「政令の支配」とは、固定的な実定法に縛られることなく官僚が恣意的に権力を振るう統治である。このような支配を東欧型ナショナリズムが志向した理由は、次の二点である。第一は、それが醸成された地域にも海外の植民地ほどではないにしろ官僚機構による強権行使の現実が存在していたことであり、第二は、東欧型ナショナリズムが志向する民族の自立と民族の歴史的使命とを成就することが要求されていたことである。第一の理由は運動の持つ権力機構に対するイマジネーションの貧困として説明できるだろう。それに対し、第二の理由には次のような説明を与えることができる。すなわち、疑似神学的観念を主張の基盤に置く東欧型ナショナリズムは、その主張の達成のためのあらゆる阻害要因に対して敵対的とならざるを得ない。そして彼らの伸張を阻害する典型的な要因のひとつが、一定の領域を画することで民族を分断する国家である。しかも、国民国家の場合、国境線内における対立を克服しようとする法的平等の原理に依拠している。そのような国家は民族的対立を自らの勝利によって克服しなければならないと考える東欧型ナショナリズムにはより強固な桎梏である。それを打破し、民族的勝利という歴史的使命を実現するために必要なのは、強力な権能を自由に駆使できる国家、すなわち「政令による支配」である。

## 2. 反ユダヤ主義

このように西欧型ナショナリズムと東欧型ナショナリズムとは大きく異なった主張であった。その一方で、東西ヨーロッパの双方に同一の民族問題が見出された。ユダヤ人問題である。ユダヤ人たちは東欧のみならず国民国家の成立を経た西欧諸国家においても生活しており、多くの国で彼らを排斥しようとする傾向が存在していた。次

に、このような排外主義がどのようなものであるのかについて確認しよう。

アレントの分析にしたがえば、ユダヤ人問題もナショナリズムと同じく一八世紀にさかのぼって理解されるべきものであった。なぜならユダヤ人問題が国民国家内部の民族的対立を象徴するように構造化されたのがその時期であったからである。彼女にしたがえば、国民国家体制成立以前からユダヤ人は国家に資金を提供していた。王権の家産としての国家を経営し、それを動かす官僚機構を維持するにはユダヤ人の資金が欠かせなかったからである。その結果、多くのユダヤ人は特権を入手して身の安全を確保することができた。資金の提供は例外的な特権にありついたユダヤ人によって行われたが、彼にしたがうよう組織された小商店を経営するユダヤ人がその特権に預かるために負担を担ったからである。こうしてユダヤ人はヨーロッパ・キリスト教社会から区別される一つの独特な集団を形成したのである（Arendt, 1968., part 1 ch.2.）。

このようなユダヤ人集団は、国民国家の成立以降も維持された。国民国家もまた官僚機構の資金源としてユダヤ人を欲したからである。また国民国家にとって、特権を保持するユダヤ人がヨーロッパ各国に点在していることで生じた利点も無視できないものであった。すなわち、諸国家は彼らが有する独自のチャンネル通じて様々な外交交渉を行うことができたのである。ユダヤ人は、市民社会の発展にともなって自らの地位を社会的に位置づけざるを得なくなった「他の集団とは対照的に、その地位を国家から規定される」（Arendt, 1968., p. 14.）集団となったのである。

このようなユダヤ人の集団表象の成立は、国民国家成立以降に自らの特権を奪われた貴族や、逆に古い制度の残存によって産業活動を十全に展開できない新興ブルジョワジー、さらには国民国家化と表裏一体となって進行した産業社会化によって従来の職を失ったプチブル階級にとって怨嗟的となったことを意味している。それをアレントは次のように表現している。

彼ら（反ユダヤ主義者たち—引用者注）は、政府がユダヤ人を孤立した集団として保護している理由を理解することはなかったが、次のことは理解した。すなわち、国家機構とユダヤ人との間に一つの結びつきが存在し、ユダヤ人問題はユダヤ人個人及び一般的な寛容の問題としてはもはや十全に理解されることも論議されることもできないということである。（Arendt, 1968., p.34）

このようにユダヤ人は、国家機構に従属することで例外的な地位を確保する一方で、

他の社会集団と摩擦を生じさせていた。そしてアレントの分析が示しているのは、以下の三点である。すなわち、第一に、ユダヤ人が国家の与える古い特権にしがみついた集団であった点、第二に、他の人民が古い特権から解放されて、自らの地位を市民社会の中で確保していた点、第三に、両者の間に軋轢が生じていた点である。

このような分析に関連してまず確認すべきであるのは、ユダヤ人の特権それ自体が、摩擦を引き起こしたとは考えにくい点であろう。特権とは、その言葉とは裏腹に、国家がユダヤ人へ与えた機構への従属を表しているにすぎないからである。それに対し市民社会のメンバーは、そのような特権から解放されることで、社会活動上の自由を手に入れ、市民社会における経済的競争に専念できたのである。当然、競争を勝ち抜いて得られる社会的地位は特権の比ではない。そのため、地位の問題に関するユダヤ人のメリットは、必ずしも大きなものではないと言える。せいぜいのところ市民社会の苛烈な競争から除外されているという消極的なものである。

しかし、特権を与える国家の性格を考えると、問題はもう少し複雑になる。なぜなら国家は、市民社会の成員にとって二重の意味で軋轢の要因だったからである。既に簡単に触れてはいるが、それを改めて指摘するならば、国家は第一に、社会活動を阻害することで社会それ自体と軋轢を生むものだったのであり、第二に、社会内部の競争を有利にする手段として、その獲得を巡る軋轢を社会内部に生じさせるものだったのである。当然、第一の要素は社会全体の国家に対する不信任感を、第二の要素は、国家を利己的に活用している者に対する不信任感を助長することになる。そして、アレントの先の分析を見る限り、この二つの不信任の矛先が社会的競争を経ることなく国家から特権を与えられたユダヤ人に向けられたのである。いわば、西欧国民国家におけるユダヤ人排斥の主張は、社会全体が有する国家への敵愾心と、国家と癒着しているように見えるユダヤ人集団に対する不信任との結合<sup>②</sup>によって生じたのである。

このようにみえてくると、先に確認した西欧型ナショナリズムの国内調停機能にユダヤ人を組み込むことが困難であることを理解できる。なぜなら彼らは、社会と軋轢を生じさせた国家に依存しており、そのためナショナリズムが融和を進める社会的分裂からは除外されているからである。また、国家に依存しているとはいってもユダヤ人は、官僚集団のように厳然とした国家機構の一部ではない。彼らの特権は歴史的状況から例外的に与えられたものにすぎないからである。したがって、国家機構の一部として社会全体と融和することもできないのである。

こうしてユダヤ人問題が、単なるユダヤ人嫌悪に基づいた排外主義の問題ではない

ことが明らかとなった。それは、むしろ民族的要件と法的同権とを同一視し、国内にある市民社会の競争を融和する西欧型ナショナリズムの論理の歪みから生じた問題なのである。当然、このようなユダヤ人問題を国民国家がいかにか処理したのかを探ることは、西欧型ナショナリズムの論理がいかなる結論に到達するのかを把握させる。したがって、節をあらためて、この問題を取り扱うことにしよう。

他方、東欧型ナショナリズムに見られる反ユダヤ主義は、西欧のそれに比べてさらに激烈なものであった。なぜなら、そこには少なくとも三つの理由が存在していたからである。第一には、属人主義を標榜する東欧型ナショナリズムにおいて、ヨーロッパに分散しつつも一つのエスニック・グループを形成していたユダヤ人は自らの主張する属人主義を体現する最も成功した競争者の一つであったからであり、第二に、ユダヤ人の選民思想に基づいた歴史観が、東欧型ナショナリズムの主張する選民性と競合関係にあったからであり、第三には、東欧型ナショナリズムの有する反国家的傾向に反ユダヤ主義的傾向を重ねることができたからである。

繰り返しになるが、東欧型ナショナリズムの根幹にある主張は、民族性は国家実体ではなく諸個人に属するというものである。そして、民族性が個人に属するものであることを主張し、集団形成を可能にしたのが擬似神学的思考に基づいた歴史的主張であった。ユダヤ教に基づく選民思想は、このような東欧型ナショナリズムの主張を可能にする二つの要件をもっとも適切に体現していたのである。その結果、エスニック・グループが相互に抑圧関係にあることを学んでいた東欧型ナショナリズムは、ユダヤ人を抑圧する必要を認めた。そして、これにさらに拍車をかけたのが、先に指摘した東欧型ナショナリズムの反国家的志向であった。ユダヤ人の存在が国家間調停を可能にしたことに示されているように、彼らが国家との一体性を保つように見られるのはヨーロッパ全体に見られる傾向であったから、東欧型ナショナリズムにとってユダヤ人は、民族の伸張を妨げる国家というもう一つの敵に重なった特別な対象となったのである。こうして東欧型ナショナリズムは排外主義的傾向をユダヤ人に対して強く示すことになったのである。

### Ⅲ. 国民と国家

これまでアレントの議論を中心に、二つのナショナリズムの類型について整理を行ってきた。その整理から理解できたのは、それが発生した背景が異なり、それを反映するように主張に差異が認められる点である。同時に、それにもかかわらず、両者

はともにユダヤ人問題にみられる排外性を示していた。

このような主張の異同は何を意味しているのだろうか。すくなくとも、アレントの整理した西欧型ナショナリズムの主張に東欧型のそれを接合してもナショナリズムの問題性が容易に解消されないことは予想できる。仮に東欧型の主張を西欧型のそれと折衷してもなおユダヤ人問題が解消されるとは考えられないからである。では次に、ナショナリズムの排外的要素を論理の上で確認することにしよう。

その検討に必要なのは、西欧型ナショナリズムと国民国家との理論的関係性の確認である。なぜなら、これまで見てきたアレントの議論は、西欧型ナショナリズムの存立基盤をあくまでも歴史的に成立した国民国家という実体に依拠させていたからである。以下、ヴェルサイユ体制に対するアレントの論難と、国民国家を弁証する理論とを扱うことで、この問題を探っていきたい。

## 1. 多民族地域と国民国家

アレントの認識にしたがえば、第一次世界大戦以降のヨーロッパ史は国民国家の崩壊過程を示すものである。なぜなら、そこに無国籍者の増大と少数民族問題の発生とを見出すことができるからである。彼らを適切に遇することの失敗が、それまでの国民国家体制を完全に否定する全体主義体制の勃興につながった。その支配の象徴たる絶滅収容所の被害者のほとんどが、国籍を剥奪され無国籍状態へと貶められた少数民族ユダヤ人であったことがその証拠である。アレントは言う。

「国籍剥奪は、全体主義政権の強力な武器の一つだった。追放されてきた人々の人権を憲法によって保障することのできないヨーロッパの国民国家に、たとえその国家が全体主義政権にとって敵対的であった場合であっても、彼らの基準を適用させることができたからである。」(Arendt, 1968., p.269.)

彼女にしたがえば、このような少数民族の国籍剥奪によって全体主義政権は、国民国家の標榜する「不可侵の人権などというものは存在せず、民主主義諸国によるその肯定は単なる偏見にすぎない」(Arendt, 1968., p.269.) ことを実証したのである。

無国籍者と少数民族とは、第一次世界大戦以降の政治的状況の副産物である。なぜなら国籍剥奪の主対象は少数民族であり、彼らはヴェルサイユ体制の中ではじめて保護対象としての国際的地位を確保したからである。当時、国民国家の理念は既に一般

化しており、「民族の自由を得ていなかった一億以上のヨーロッパ人を蚊帳の外におくことは不可能」(Arendt, 1968., p.271.)であった。その結果、オーストリア・ハンガリー帝国の継承国家は国民国家の体をなさざるを得なかったのである。このことは民族混成地帯に住む一つの民族を国家の代表的地位につかせることを意味している (Arendt, 1968., p.270.)。当然、国家を代表できない少数民族は民族自決権を認められず、少数派にならざるを得なかった。いわば少数民族と無国籍者とは、国際関係が国民国家によって形成されるべきであるという観念と民族混成地帯の現実との妥協から生まれたのである。

このようにヴェルサイユ体制の試みは、民族混成地帯に国民国家を作り出すものであった。そしてその歴史的帰結が第二次大戦であることは周知の事実である。我々はその原因を継承国家内部に包含された少数民族が国家建設を認められなかった点に求められるであろう。すなわち彼らは、他の民族に支配されることを不当に強制された存在として自らを定義したのである。さらには、東欧の継承国家で法的同権の理念が実現していなかったことも原因としてあげられるだろう。すなわち、少数民族を多く抱え込んだ継承国家において実現したのは権力機構を掌握した民族による他の少数民族の支配であった。その結果、「民族的挫折を味わった人々は、真の民族的解放によってのみ、真の自由、真の解放、そして真の人民主権を達成できると確信した」(Arendt, 1968., p.272.) のである。

地域を支配する政権に忠誠を持たない少数民族の存在は混乱の源である。この判断にしたがって登場したのが、国際的な保護規定を無視して帰化した少数民族の国籍を剥奪し、国外に強制退去させる処置であった (Arendt, 1968., p.282.)。既に示したとおり、このような無国籍者のたどった運命の最悪のものについては絶滅収容所の例がある。彼らの存在が象徴するのは、法的同権の理念において国民の間に区別をもうけることのない国民国家が、最終的には国民の生存を脅かす形で彼らを恣意的に選抜するようになった新しい事態である。<sup>5)</sup>それは国家を代表する民族が国民国家の主権を独占することによって、国民国家の法的平等の観念を無視するようになった「ネイションが国家を征服した」(the conquest of the state by nation) 状態である。

## 2. 国家と国民

「ネイションが国家を征服した」状態の出現は、国民国家の理念に照らし合わせる時、多くの問題を孕むものである。その一つが主権による国民の選別である。主権

による選別どころか民族的差異をも考慮することなく法的同権を与えることこそが西欧型ナショナリズムが依拠した国民国家の体現する理念だからである。

このような国民国家の理想を表明する理論は近代社会契約論である。国民という歴史の実体が登場するのに大きな役割を果たしたフランス革命に対するジャン・ジャック・ルソーの影響一つをとっても、このことは明らかである。そして、この近代社会契約論の代表として取り上げられるべき理論は、このルソーのものと彼に先立って社会契約論を論じたトマス・ホブスのそれとであろう。なぜなら彼らは国家の本質的な必要性を人間本性のレベルから論じたからである。

ホブスとルソーとの議論に共通し、なおかつ本稿の観点から最も注目すべきは、彼らの理論が要請した国家が、ある決定的な点において成立根拠を欠いているということである。ホブスの議論においてもルソーの議論においても、人間が国家を作り出すには自然状態から脱して平等な立場から社会契約を結ばなければならない。しかし、福田歓一の整理（福田、1998、第二部）にしたがえば、ホブスは「万人の万人に対する闘争」状態から各人が一斉に自然権を放棄する状況を説得的に描写することができなかったのであり、ルソーは墮落した人間が自らの手で墮落を矯正する国家の制作を目指す姿を描写できなかったのである。これは両者が「自己保存」「一般意志」という普遍的価値を提出することに成功する一方で、全ての人間がそれにしたがうことの論証に失敗したことを意味している。結局、このような理論的失敗を解決するために、ホブスは内乱の回避を根拠として既存の権力体制への無条件な服従を勧め、ルソーは特権的立場に立つ立法者の手による法を要請した。彼らの理論は、人間が自由で平和な状態に住まうためには、各人の同意によって設立される国家の存在が不可欠であるにもかかわらず、各人がそのような国家を自発的に作り出すことが極めて困難であることをはからずも描き出したのである。

彼らの国家論がこのようにして個人の同意に基づく国家の設立の構図を完全に弁証するに至らなかった結果、本来の理論である諸個人の同意による国家の設立とは区別される二つの特徴が社会契約論に付与されることになった。すなわち、第一に、国家は諸個人によって支持されてはじめてその正統性を確保できるとする国家の正統性理論としての特徴であり、第二に、各人が国家を作り出せない以上、国家を自覚的に支持するような特別な人間を国家が作り出すべきであるという国民教化を正当化する特徴である。国民国家を弁証する論理がこのような要素を孕んでいることを確認することは重要である。なぜなら、その理解を通じて国家と国民とを結びつける西欧型ナショ

ナリズムの有する機能の意味が次の点においてより明確になるからである。すなわち、第一に、国民国家は正統性の確保のためにナショナリズムを論理的に必要とする点、第二に、ナショナリズムは契約論が結果として要求した国民教化の機能を提供しているという点がそれである。

契約論の破綻が示したのは、理論のレベルにおいてすら国民国家に対する全成員の自発的支持の確保が困難であるという事実である。そして、二人の議論にもう一步踏み込むとき、その問題性はさらに明白である。なぜなら、国民国家に不可欠な主権性もまたナショナリズムの媒介によって初めて確保可能だからである。内部に対しては一つの秩序を構築し、外部に対しては独立を保持するために不可欠な国家主権の存在をホッブス、ルソーは弁証した。そして、彼らはそれを諸個人が本来的に所有する主権性の統一に求めたのである。このことは単に国家支配の正統性が諸個人の支持によって調達されるのみならず、国家形成の主要因たる主権が国民からの主権性の委譲によってのみ基礎づけられ得ることを意味している。当然、理論上、国民国家を成立させるために主権者たる諸個人と国家とを媒介する要素が要請されることになり、その役割を実質的に果たしている西欧型ナショナリズムが国民国家の成立要件として不可欠であることが確認される。ナショナリズムはこの意味で主権性の基本要件であると言えらる。

第二の特徴について述べるができるのは、国家を支持する個人の集合を西欧型ナショナリズムが作り出す役割を有している点である。既に確認したように、もともと「自己保存」や「一般意志」という普遍的価値にしたがって国家を制作することの限界を確認した上で成立しているのが契約論に基づく国民国家像であった。それゆえに、そのような価値を体現する国家を積極的に支持する諸個人は別の要素によって生産されなければならないのである。ホッブスやルソー自身はその回答を宗教に求めた。市民宗教が各人による国家への積極的な支持を生み出すと考えられたからである。これは『国家』の終わりにおいて「エレの神話」を提示したプラトンに始まる西洋政治哲学の伝統に則った回答であり、さらには、中世において教会が暴力装置を有さなかったにも関わらず強固な人的団体を形成していたという歴史的経験を反映したものである。しかし、ホッブスやルソーらが回答を提出した時代、そしてさらに現実に国民国家が成立したのは、既に宗教改革とコンフェッショナリズムとを経たヨーロッパであった。当然、このような「哲学者の神」を生み出すことはできない。そのかわりの機能を西欧型ナショナリズムが提供したのである。

このように見ると、西欧型ナショナリズムは、現実における機能においてのみならず理論としても東欧型ナショナリズムに見られるような一貫した論理に欠ける折衷的な存在であることが理解できる。それが民族の自律性を理論によって示すことよりも国民国家という現実を弁証する理論の補完を志向するからである。対照的に東欧型ナショナリズムは、民族の自律に対する志向を有することで論理的一貫性を高めている。それは、国民国家という実体に依拠することができなかったが故に、民族自体の有する独自の存在様式を理論的に確定する必要に迫られたからである。

この両者の対比から浮かび上がるひとつの問題は、西欧以外の地域における西欧型ナショナリズムに基づいた国民国家設立の可能性であろう。国民国家それ自体の存在があくまでも民族的帰属を超えた普遍的価値に基づく編成を志向して法的同権を構成原理とする以上、東欧型ナショナリズムの志向する「政令による支配」よりも各個人の権利に配慮した国家が制作可能なはずであり、少数民族の国籍剥奪から全体主義の勃興への道を歩んだヴェルサイユ体制の失敗を理論的に克服することも可能なはずだからである。この点に関連しても、国民教化および主権性の観点から検討しておくことにしよう。

まず、国民教化の点についてである。はたして西欧型ナショナリズムにおいて人民の一体化要素は何に求められるのだろうか。理念的に述べれば、それは近代社会契約論に見られるように「理性的」(rational)人間集団への同化である。ただし、それは普遍的価値に合意することのできる理想的人間集団への同化を意味するものではない。それが不可能であるからこそ、ナショナリズムが求められたからである。したがって現実には、例えばマックス・ウェーバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(ウェーバー, 1989.)において描き出したような西欧社会の歴史を反映した人間像、すなわち財を次なる財の獲得のための資本として用いる特殊な合理性の下に行為する人間像への同化を意味せざるをえない。なぜならそれこそが、近代社会契約論とその継承理論とが課題とした国民国家の実相を反映していたからである。ちょうどホブズが政治の理想的状態を描き出すのに失敗して体制臣従を求めたように、国民国家を正当化するために西欧型ナショナリズムもまた国境内に形成された市民社会の実像を民族意識の覚醒というという形において肯定せざるを得ないのである。

このように西欧型ナショナリズムが市民社会の存在を容認することで成立するならば、それは論理的に同化と排除の傾向を示すことになる。なぜなら市民社会へ同化することこそが西欧型ナショナリズムにおける国民教化の前提条件だからである。この

論理は当然、先に確認した西欧のユダヤ人問題に繋がる。なぜなら、ユダヤ人は特権にしがみつくことで市民社会に同化せず、結果的に国民外の存在として国民国家内部に留まっているからである。そして、西欧型ナショナリズムの論理からすれば、国民たることを拒んだ存在を国民国家内部に留めておくことはできない。なぜなら、次に検討する主権の論理において問題が生ずるからである。

ちなみに、あらゆる人民を国民として同化しようとする国民教化の圧力は「理性的」という指標を駆使した。実際、それは国民教化を回避するユダヤ人を、「理性的」市民社会への同化を拒む「罪」(vice)人として描写することを可能にしたのである(Arendt, 1968., p.87)。このような像は、当時の啓蒙の理想にしたがって彼らを「理性的」に同化するか、あるいは排斥するかという二者択一の議論を可能にさせる。西欧型ナショナリズムは、近代社会契約論の要請する国民教化を競争的市民社会への同化という形で推進し、さらには同化に抗する存在を「理性的」指標を盾にして排除するのである。

他方、主権の問題を考えるのに適切な例は先に触れたヴェルサイユ体制である。なぜなら、それが少数民族の移送という最終手段にまで同化・排斥の論理を貫徹させた例だからである。それが示しているのは、主権理論からすれば国際協定に守られた少数民族は例外的存在だということであろう。なぜなら、彼らは国家の主権に関係しない国際条約によって保護されているのであり、それ故、国家の存在を支持する国民であり続けることを想定できないからである。彼らは保護ではなく、あくまでも同化されなければならない。なぜなら、それが達成できない場合、ユダヤ人と同じく国民たることを拒んだ集団が国家内部に存在することを容認せざるを得ないからである。そして、そのような存在は主権の基盤である国内の同意を弱めることに繋がるのである。

このように同化と主権との要素から考えるとき、国民国家内部に複数の国民の存在を想定することはできない。当然、その制作においてもこの限界を突破することはできない。したがって、そのような限界を想定した上で、国民国家の制作方法をあげるならば次の三つになる。すなわち、第一に、暴力装置としての国家機構をあるエスニック・グループが寡奪する、第二に、特定領域に国家機構を強権的に設置し、それを活用して国民を作り出す、第三に、真空から国民を作り出し、それに国家機構をあてがうというものである。あえてそれぞれに例を与えるならば、第一のものには、現実の西欧国民国家成立の歴史を、第二のものには、ヴェルサイユ体制の継承国家における同化政策と社会契約論における国民教化の要請とを、第三のものには、東欧型ナショ

ナリズムの応用<sup>(4)</sup>をあげることができるであろう。

これらの方法と例とから理解できるのは国民国家の制作を現実の課題とする限り、それがたとえ西欧型ナショナリズムに則ったとしても、作り出されるのは人権を普遍的に保証する排外主義とは無縁の理想的国民国家ではなく、ある特定の民族の権益を保護する「ネイションが国家を征服した」国民国家たらざるを得ないことである。なぜなら国民国家制作の三つの方法はどれも均質な人民による支配を前提とするからである。違いは国民が「理性的」であるかどうかにすぎない。どんなに理念の上で各人の法的同権をうたっているとしても、国民国家の弁証論に国民教化という固有の課題が存在する以上、同化と排除の要因を抹消することができないからである。そうして生み出された国民国家は、最善の場合には競争的市民社会への同化と、それが前提とする産業社会の育成とを推し進める存在となり、最悪の場合には、ヴェルサイユ体制下の継承国家に見られた少数民族の排除に帰着する。後者の場合、国家主権が常に国民とそうでないものを選別して二級国民を生産する一方で、権力基盤の脆弱さから生ずる分裂を暴力装置の過剰な活用によって回避するという不安的な状況が生み出されるだろう。

もちろん、はじめに検討したように、そのような分裂状況においてこそ、人々を国家へと統合する西欧型ナショナリズムの法的同権の理念が意味を持つ。しかし、国民国家の構造が完全には国民(nation)の並存を保証できない以上、あくまでもその効果は二次的なものに留まらざるを得ない。繰り返すが、その同権の理想が示す実像もまた「理性的」人間類型への一元的同化を前提とせざるを得ないからである。当然、同化に抗する少数民族の存在自体が「罪」であるとされることも十分に考えられるのである。

#### IV. ナショナリズムと歴史

以上の議論に見るように、西欧型ナショナリズムに基づく国民国家の制作は、「理性的」人間類型による一元的国民の出現を可能にする歴史的幸運をあてにしないかぎりには極めて困難な作業である。そしてこのことに示されているように、ナショナリズムを検討する場合に歴史の問題を無視することはできない。ナショナリズム勃興の背景に存在する歴史的状況や、ナショナリズムの語る歴史の内容などを視野に入れて考察することが求められるからである。本稿を締めくくるに当たり、この歴史という言葉を二つに分けて検討してみよう。第一は、事実の連鎖としての歴史であり、第二

は、主張を弁証するために用いられる正当化理論としての歴史である。

はじめに指摘したように、ナショナリズムそれ自体は、特定の時代を背景にして登場してきた一つの特徴的な言説である。また、ナショナリズムを論ずる際に無視することのできない西欧における国民国家の成立も歴史的な事実として語られるべきものであろう。さらには、国民国家の正当化理論として機能した近代社会契約論が一七・一八世紀の西欧において登場したことも一つの事実である。これらはナショナリズムを考察する際の出発点を構成するものである。

それに対して、ナショナリズム自身の言説にみられる歴史への態度は決してこのようなものではない。その典型が東欧型ナショナリズムに見られる疑似神学である。それは自民族が国家を与えられるべきであることを弁証するために歴史を用いる。このような歴史は体裁とは異なり、恣意的に設定された目的を正当化するための手段にすぎない。もちろん、典型が東欧型に見られるからといって、西欧型ナショナリズムがこの種の歴史的主張から逃れられていると考えることは間違いである。なぜなら、国民国家もまたそれを抜きにして自らの理念的正当性を証明することができないからである。ある特定の歴史的背景によって形成された人間類型と社会とを「理性的」で普遍的なモデルであると強弁する西欧中心主義の存在がそれに当たる。その結果、議論の出発点として取り扱われるべきである西欧国民国家の成立という事実に西欧中心主義的進歩史観を混入して語るという事態が生ずることになる。

初めに触れたチャタジーや亀島の批判は、このような西欧型ナショナリズムの史的弁証に向けてのものである。ただしこのような批判的立場は、ある葛藤に陥っている。すなわち、自らの理性的性格と普遍性を強調する西欧型ナショナリズムの主張をいかに批判し、それを貫徹するかという困難である。この点に関連して次のようなチャタジーの言葉は、印象的である。

ヨーロッパの支配に対するナショナリストの反対は、理論への信頼によって突き動かされている。しかし、理論それ自体、また実際にとられている理論信仰の態度は、非西欧世界に対する西欧からの贈物である。ナショナリズムは西欧の支配から自らの自由を守ろうとする。しかし、まさにそのプロジェクトの観念において、ナショナリズムは一般的な西欧的知識人の手法に取り込まれたままなのである。(Chatterjee, 1986., pp. 9-10)

もしこのコメントが妥当であるならば、西欧中心主義を理論的に批判する非西欧のナショナリズムの企図全体が無意味となる。もちろん、それは亀島やチャタジー自身にも言える。西欧的理性の普遍的性格が因らずもその批判の行為によって示されるからである。

ただし、このような西欧批判が陥る葛藤の背後に西欧ナショナリズムを正当化する歴史理論が存在していることには注意を払うべきであろう。その結果、西欧の「理性的」支配を正当化する空間化された進歩史観が葛藤の背景に存在していることが明らかになるからである。そして、この歴史的正当化の要素を意識するとき、その葛藤が真に取り上げられるべきかどうかという疑問が湧きあがる。なぜなら、このような歴史的正当化の呪縛から離れることによって、あらためて非西欧ナショナリズムの課題を発見することができるからである。チャタジーの先の言葉からそれをくみ取るならばそれは、西欧の支配それ自体を批判すること、自らの権利を保持すること、さらには自らが自立して組織されることを求めることなどであろう。

これらの課題の基盤をなす原理は、公正さの確保であろう。なぜなら、一方的な支配を脱し、自己の権利を公正に確保し、そのために必要な政治体を求めることを主張の目的と見なせるからである。もちろん、このようにナショナリズムを一つの目的の下に解釈することは、多様なナショナリズム的現象の解明を進めるものではない。そのような現象の根幹に存在する大衆のムードや個別の動機などをこの解釈が掴み取ることはできないからである。しかし、ナショナリズムが政治的成果を得ようとする活動である限りにおいて、その有する目的と手段との関連性に対する考察を排することはできない。そして仮に、ナショナリズムの主目的を歴史による正当性の弁証から公正さの政治的実現へと移行させることが可能であるならば、東西どちらの型のナショナリズムに対する評価も変更させざるを得ないだろう。すなわち、その課題の底流にある公正さへの訴えを基準にして、あらためてナショナリズムを批判する必要があるからである。そして、ナショナリズムに加えたこれまでの検討をこのような基準とともに振り返るとき、少なくともナショナリズムの持つ同化的、排外的要素は、それが強要される個人のおかれた状況の公正さの基準から改めて批判されなければならない。それが公正さを問題にしている以上、たとえ民族ではなく個人の権利についてであっても、基準の適用に例外を認めることは主張の貫徹を不可能にするからである。

もちろん、このような批判を可能にすることは容易なものでない。なぜなら、その

ためには少なくとも二つの困難を克服しなければならないからである。すなわち、第一に、公正さを実現するための新たな政体を模索しなければならないことであり、第二には、正当化から離れた歴史的事実に対する検討を可能にしなければならないことがそれぞれである。

第一の点に関して指摘すべきことは、このような公正さを実現するための機構が不可欠であるという単純な事実である。その重要性は、例えば、ドレフュス事件においても確認できる。アレントの描写（Arendt, 1968., part 1, ch. 4）にしたがえば、ユダヤ人ドレフュスを排斥しようとする様々な運動は多くの賛同者を生んだ。既に確認したようにそれが国民国家に付随せざるを得ない同化、排斥の問題を象徴していたからである。しかし、同時に同規模の反対運動をも引き起こした。なぜなら、排斥を阻止する普遍的人権の理念とそれを保障する機構とが国民国家に備わっていたからである。このことは国民国家に固有の同化、排斥圧力が、同じくその固有の理念と制度とによって減圧されたことを意味している。この意味では、先に二次的と評した西欧型ナショナリズムの理念とそれに基づいた国民国家の作用にも見るべきものがあると言える。とりわけ、これとは対照的に、植民地支配からの影響を受けた「政令の支配」が実現していたドイツにおいてユダヤ人排除政策がとられ、全体主義体制への道を進んだことを鑑みると、その効果は無視されるべきではない。

しかし、この例において重要なのは、あくまでも理念を実現し、保障する制度の存在であって、国民国家のモデルそのものではない。このことは国民国家の制作には西欧市民社会を肯定する史的弁証が不可欠なことからあきらかである。すなわち、たとえより強硬な排外主義を示す東欧型ナショナリズムの言説を離れるためであったとしても、西欧型国民国家の受け入れを可能にする史的弁証を採用することはできない。なぜなら、西欧型国民国家の提供する理念実現の機能が一族支配に基づく排斥論理の補正としてしか機能できず、排外性を根本から解決できないからである。公正さの理念を実現するためには、むしろ新たな政治的組成を模索しなければならない。それこそが東欧型のみならず排外主義を押しつける西欧型の進歩史観による正当化を乗り越え、ナショナリズム的言説が本来求めている公正さを実現する唯一の道だからである。こうして、ドレフュス事件における国民国家の理念保全機能を確認していたハンナ・アレントですら、第二次大戦後の状況について次のように述べるに至った。

人々をいかに政治的に組織するかという再び浮かび上がってきた問題は、帝国の形態か連邦の形態かのいずれかを選択することによって解決されるだろう。\*

この解答の内容がいかなるものであるか、さらにはその是非を確定することは本稿の課題ではない。<sup>6)</sup>ただし、ここに示されているのは、ナショナリズムの問題圏の検討が、国民国家制度の限界の認識に留まらず、それを克服するために必要とされる公正な人的組織の設立というきわめて古典的な政治学的問題の範疇に連結するという事実である。

このような事実をも考慮にいれて第二の点について述べることができるのは、公正さを求める政治的主張としてナショナリズムを取り扱う場合、その背景にある政治的要因に対する個別の分析が不可欠なことである。アレントが言うように「政治の領域は、人間が意のままに変えることのできない事柄によって制限されている」\*いる以上、その出発点にある事実を認識しなければ問題の解決をはかることはできないからである。そして、そのような事実の検討のうち、ナショナリズムとの関係で不可避であるのが、事実としての歴史を認識することである。既に示したとおり、ナショナリズムの言説それ自体が、このような事実を歪曲する正当化言説を保持しているからであり、そこに拘泥する限りにおいて、政治的主張としてのナショナリズムが有する公正さへの訴えかけは決して明確にされえないからである。

このような二つの要件が正当に考慮されたとき、これまでに検討してきた二つのナショナリズム概念はもはや意味をなさなくなるかもしれない。なぜなら、脱国民国家が意味するのは西欧型ナショナリズムの前提の破壊であり、脱歴史的弁証は東欧型ナショナリズムの根幹を揺るがすものだからである。しかし、その達成は容易ではない。未だに政治的、経済的、知的に隷属状態におかれている多くの人々や地域が存在しているからである。当然、その支配は巧妙であり、用いられる言説もその作用を気づかせはしない。そして、ちょうど先に見た東欧型ナショナリズムの発生地支配構造がそうであったように、様々な民族の相互抑圧関係をナショナリズム的言説が示唆し、敵愾心を煽っていることだろう。排外主義は依然として影響力を持ち続けるのである。それにも関わらず、仮に学問的探求がこの領域において何らかの形で現実的な貢献を目指すべきであるならば、史的弁証を受け入れることのない事実の提供において果たされなければならない。なぜなら学問こそ、このような出発点を構成する真実を尊重して成立する営みだからである。

## 注

- (1) Chatterjee, 1986. および亀島、2003 を参照。
- (2) その結合を進めた一つの要因として一九世紀の金融スキャンダルがあげられる。Arendt, 1968., pp. 36-37.
- (3) アレントは、このような事態を庇護権 (right of asylum) の剥奪と称し、それ以前には大量の集団にそれが適用されることがないことを指摘している。
- (4) 応用と述べた理由は、東欧型ナショナリズムが求める国家が国民国家ではないためである。しかし、論理的には無視することのできない選択肢であろう。
- (5) 森分大輔、『『始まり』と社会契約』(成蹊大学法学政治学研究科提出、2001 年)、(伊藤、2001)、森分大輔「アレントの社会契約論」(日本政治学会発表、2001 年) を参照。

## 参考文献

- Anderson, Benedict, (1983). *Imagined Communities*, Verso, London.
- Arendt, Hannah, (1961). *Between Past and Future*, Penguin Books, New York. 邦訳、『過去と未来の間』、引田隆也、斎藤純一訳 (みすず書房、1994 年)。
- \_\_\_\_\_, (1968). *The Origins of Totalitarianism – New edition with added prefaces –*, Harcourt Brace Jovanovich, New York. 邦訳、『全体主義の起源—第一～三巻』、大久保和郎、大島かおり訳 (みすず書房、1972、1972、1974 年)。
- \_\_\_\_\_, (1978). *The Jew as Pariah: Jewish Identity and Politics in the Modern Age*, ed. and with an introduction by Ron H. Feldman, Grove Press, New York. 邦訳、『パリアアとしてのユダヤ人』、寺島俊穂、藤原隆裕宣訳 (未来社、1989 年)。
- Chatterjee, Partha, (1986). *Nationalist thought and the colonial world – A derivative discourse –*, University of Minnesota Press, Minneapolis.
- Gellner, Ernest, (1983). *Nations and Nationalism*, Blackwell, London. 邦訳、『民族とナショナリズム』、加藤節監訳 (岩波書店、2000 年)。
- Kedoure, Elie, (1985). *Nationalism, Rev ed.*, Hutchinson, London.
- Tamir, Yeal, (1993). *Liberal Nationalism*, Princeton University Press, London.
- 伊藤洋典 (2001)、『ハンナ・アレントと国民国家の世紀』、木鐸社。

亀島庸一（2003）、『二〇世紀政治思想の内部と外部』、岩波書店。

福田歓一（1998）、『福田歓一著作集第二巻』、岩波書店。

ウェーバー、マックス（1989）、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』、大塚久雄訳、岩波文庫。

シュミット、カール（1972）、『パルチザンの理論』、新田邦夫訳、福村出版。

プラトン（1979）、『国家—上、下』、藤沢令夫訳、岩波文庫。

**Arendt's Discussion of Nationalisms: Its Characteristic, Logic and Concept**

&lt;Summary&gt;

Daisuke Moriwake

This paper discusses Hannah Arendt's argument of two types of nationalism in "The Origins of Totalitarianism". In the book, she shows us the history of "decline of the nation-state system" from the 18<sup>th</sup> century to the 20<sup>th</sup> century. At the end of the historical process the totalitarian regime, which has tribal-national ideology and is extremely hostile to the liberal nation-state system, had developed. This means nationalism was the fundamental logic to understand the actual political condition and to make a new political body in the era. Furthermore it can be stated that each adverse political system was under the influence of National thought.

Of course, nationalism is not only the logic of the era. It still has power and prevails on people to exclusivism. This means that it is necessary for our peace-keeping activities to understand the logic of nationalism.

Three issues are discussed in the paper in order to apprehend the logic and the characteristic of nationalism. The first is to show the contrast between Western and Eastern nationalism, which Arendt argued. The second is to reconstruct the relationship between nationalism and nation-state system. The last is to inquire about the critique of the dichotomy of the two forms of nationalism, the dichotomy Arendt accorded.

The dichotomy of nationalism is not Arendt's original. It is rather a normal category for the study of nationalism. Yet, her argument clearly illustrates their contrast and makes us understand their historical background, which helps us classify them and grasp their characteristics. Western nationalism has liberal characteristics and is compatible to liberal nation-state system. On the other

hand, Eastern nationalism has ethnocentric characteristics and shows exclusivism to other national groups based on the pseudo-theology.

The reconstruction of relationship between nationalism and nation-state system is necessary to understand the logic and the function of Western nationalism. In the meantime, the reconstruction shows us other characteristics of Western nationalism, such as exclusivism and conformism. Of course, it has fewer tendencies to exclusivism than Eastern nationalism. However, exclusivism is required when Western nationalism functions in the nation-state system.

The critique of the dichotomy of two forms of nationalism is that the dichotomy has a particular tendency to place the blame of exclusivism only onto Eastern nationalism. The dichotomy implies that Western nationalism has universal characteristics and it appraises human rights, which are found in Western political philosophy. The critic claims that such a statement is the very evidence that proves the characteristics of exclusivism in Western nationalism.

The purpose of this paper is to look for a way to emerge from both exclusivism and conformism, which nationalism owns. In order to achieve that goal, the discussion focuses on two historical characteristics of nationalism; actual historical backgrounds and arbitrary discursive narratives. Nationalism has the tendency to use historical narratives to demonstrate its legitimacy such as Eurocentric thought. However, it must be criticized from two points as follows in order to create fair conditions for every person and ethnic group. One is to preserve historical facts from national distortion. The other is to clarify the essential claim of nationalism. The fair conditions are the key concept of this examination with Arendt concerning the logic of nationalism.